

## 「総務省デジタル田園都市国家構想推進本部」設置要綱

〔令和 3 年 1 1 月 1 2 日〕  
総務大臣 決 裁

(設置)

第 1 条 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想（以下「構想」という。）」を推進するため、「総務省デジタル田園都市国家構想推進本部（以下「本部」という。）」を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- 一 総務省における構想の推進に関する事務
- 二 構想に関して、関係府省との連絡調整に関する事務
- 三 前二号に掲げる事務に附帯する事務

(組織等)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長、本部員及び幹事をもって組織する。

- 2 本部長は、総務大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、総務副大臣及び総務大臣政務官をもって充てる。
- 4 副本部長は、事務次官、総務審議官及び消防庁長官をもって充てる。
- 5 本部員及び幹事は、別紙に掲げる職員をもって充てる。

(本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

(本部長代理の職務)

第 5 条 本部長代理は、本部長が不在の際にその職務を代行する。

(副本部長の職務)

第 6 条 副本部長は、本部長及び本部長代理を補佐する。

(本部会議)

第 7 条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係団体等の代表者等に対して本部会議への出席を要請することができる。
- 3 本部長又は本部長代理は、必要に応じて、本部会議以外の場において構成員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 本部の庶務は、大臣官房企画課が、関係部局等の協力を得て処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

総務省デジタル田園都市国家構想推進本部 本部員

大臣官房長、大臣官房総括審議官（新型コロナウイルス感染症対策、政策企画（副）担当）、大臣官房総括審議官（情報通信担当）、大臣官房地域力創造審議官、行政管理局長、行政評価局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、国際戦略局長、情報流通行政局長、郵政行政部長、総合通信基盤局長、統計局長、サイバーセキュリティ統括官、消防庁次長

総務省デジタル田園都市国家構想推進本部 幹事

大臣官房企画課長、自治行政局住民制度課長、同局地域政策課長、自治財政局調整課長、情報流通行政局総務課長、同局情報通信政策課長、同局郵政行政部企画課長、総合通信基盤局総務課長